

下記のものにつき、住所及び居所が不明のため、送達が不能であった。よって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条（地方税法の準用）及び、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条（地方税法の準用）において準用する、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により下記のとおり公示送達する。なお、当該書類は本職において保管し、送達を受ける者から申し出があったとき、これを交付する。

令和8年6月30日

文京区長 成澤 廣修



記

- | | |
|--------------|---------------|
| ・送達を受けるべき者 | 別紙 対象者一覧のとおり |
| ・送達があったとみなす日 | 令和8年7月7日（火） |
| ・交付場所 | 文京区役所国保年金課 |
| ・種別 | 国民健康保険法に関する通知 |

対象者一覧

下記の者に係る書類は、国民健康保険料に関する書類の送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため国民健康保険法に準用する地方税法第20条の2の規定により公示送達します。
なお、この書類は下記に保管されておりますので、該当者は来所のうえ交付の請求をしてください。

記

藤田 良夫

藤田 良夫

七社 武司

HUANG YIWEN

ZHANG HAOZHE

ZHANG HAOZHE

ILIOPOULOU EVANTHIA

YU HAO

YU HAO

YU HAO

YU HAO

YU HAO

YU HAO

WAI YAN PHYO

ZHANG XIN

XIE ZHUOLUN

石原 眞

高橋 王道

SKOGAKER MARTE

XIA SIJING

HAN CHAOLIGEER

CHO SUYEON

邱 熙貝

WEI XINRAN

滝田 紘平

LIAO WENJUN

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 文京区 国保年金課滞納整理係